

令和6年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

7

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販
売)

資 料

下関市福祉部介護保険課

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

〔 目 次 〕

①	令和5年度・令和6年度運営指導における指摘事項について【貸与・販売】	1
②	福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】	6
③	福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について【貸与・販売】	7
④	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】	8
⑤	日割り請求にかかる適用について【貸与】	10
⑥	軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】	11
⑦	介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について【貸与・販売】	15
⑧	複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】	16
⑨	福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】	17
⑩	感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について【貸与・販売】	18
⑪	令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について【貸与・販売】	19
⑫	令和6年度介護報酬改定に関する関係Q&A【貸与・販売】	21
⑬	福祉用具に関する質問事項等について【貸与・販売】	25

① 令和5年度・令和6年度運営指導における指摘事項について【貸与・販売】

【貸与・販売】…(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売のいずれにも基準等があるもの

【貸与】…(介護予防)福祉用具貸与にのみ基準等があるもの

1. 変更の届出等／福祉用具の保管及び消毒の方法

(1) 委託により(介護予防)福祉用具の保管・消毒を行わせている一部の事業者について、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約内容の届出がない。【貸与】

- ☞ (介護予防)福祉用具の保管・消毒方法の変更として、速やかに変更届出書を提出すること。
また、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出ること。

2. 運営規程／変更の届出等

(1) 市への届出が必要となる運営規程の内容変更が生じたにもかかわらず、変更届出書を提出していない。【貸与・販売】

- ☞ 今後、運営規程の変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に市へ変更届出書を提出すること。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項が定められていない。【貸与・販売】

- ☞ 以下について、運営規程に定めること。
 - ①虐待の防止のための従業者への研修
 - ②虐待の防止に係る責任者の選定
 - ③虐待の防止のための指針の整備
 - ④虐待防止検討委員会の開催
 - ⑤虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合の市への通報

(3) 福祉用具貸与の提供方法について、全国平均貸与価格の説明及び機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の提案等に関する記載がない。【貸与】

- ☞ 福祉用具貸与の事業の適切な運営及び利用者に対する適切な福祉用具貸与の提供を確保するため、福祉用具貸与の提供方法について漏れなく規程を定めること。

(4) 特定(介護予防)福祉用具販売で取り扱う種目の一部について、記載がない。【貸与・

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

販売】

- ☞ 令和6年度介護報酬改正において特定（介護予防）福祉販売用具の種目となった「スロープ」、「歩行器」、「補助歩行つえ」についても漏れなく記載すること。

(5) (介護予防) 福祉用具の保管・消毒業務を委託している一部の事業者についての記載がない。【貸与】

- ☞ 保管・消毒業務を委託しているすべての事業所の名称を記載すること。

3. (介護予防) 福祉用具貸与計画及び特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成

(1) (介護予防) 福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う時期の記載がない。【貸与】

- ☞ (介護予防) 福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由に加え、モニタリングを行う時期について記載すること。

(2) 署名を得た福祉用具販売計画書が保存されておらず、利用者又はその家族に対して特定福祉用具販売計画の内容を説明し、同意を得た上で交付したことが確認できない。【貸与・販売】

- ☞ 特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成に当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得た上で、交付をすること。
また、当該計画については、その完結の日から2年間保存すること。

(3) 福祉用具貸与計画の作成後、新たに特定福祉用具販売計画を作成した利用者について、福祉用具貸与についての記載がされていない。【貸与・販売】

- ☞ 指定特定（介護予防）福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定（介護予防）福祉用具販売計画を作成する際、特定（介護予防）福祉用具貸与の利用があるときは、特定（介護予防）福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。

4. 衛生管理等／変更の届出等

(1) 委託により福祉用具の保管・消毒を行わせている一部の事業者の業務の実施状況について、定期的（委託契約書に掲げた期間）に確認しておらず、結果等の記録もない。【貸与】

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

- ☞ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合に当たっては、委託する事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。確認については、委託契約書に掲げた期間で実施し、その結果等を記録に残し、2年間保存すること。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会が開催されていない。【貸与・販売】

- ☞ 感染対策委員会について、おおむね6月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない。【貸与・販売】

- ☞ 事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」として、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。

(4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練について実施されておらず、予定もされていない。【貸与・販売】

- ☞ 指定（介護予防）福祉用具貸与事業所においては、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練についてそれぞれ年1回以上実施すること。また、実施内容についても記録すること。

5. 内容及び手続きの説明及び同意

(1) 虐待の防止のための措置に関する事項が定められていない。【貸与・販売】

- ☞ 以下について、重要事項説明書に定めること。
 - ①虐待の防止に係る責任者の選定（役職・氏名）
 - ②虐待の防止のための従業者への研修
 - ③虐待の防止のための指針の整備
 - ④虐待防止検討委員会の開催
 - ⑤虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合の市への通報

(2) 指定福祉用具貸与の提供に際し、署名を得た利用契約書及び重要事項説明書が保存されておらず、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得たことが確認できない。【貸与・販売】

- ☞ 指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、文書を交付して説明を行い、当該事業所から指定（介護予防）福祉用具貸与の提供を受け

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

ることにつき同意を得た上で、交付をすること。

(3) 福祉用具貸与の提供方法について、全国平均貸与価格の説明及び機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の提案等に関する記載がない。【貸与】

- ☞ 福祉用具貸与の提供開始に際し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項として、福祉用具貸与の提供方法を漏れなく記載すること。

6. 業務継続計画の策定等 ※令和6年4月1日より義務化

(1) 業務継続計画について、感染症に係る業務継続計画は作成しているが、災害に係る業務継続計画の作成がされていない。【貸与・販売】

- ☞ 次の項目を記載した各業務継続計画を策定すること。

【災害に係る業務継続計画】

- ①平常時の対応
- ②緊急時の対応
- ③他施設及び地域との連携

【感染症に係る業務継続計画】

- ①平常からの備え
- ②初動対応
- ③感染拡大防止体制の確立

※業務継続計画未策定減算について

令和7年4月1日以降、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

(2) 業務継続計画に係る研修及び訓練について実施されておらず、また予定もされていない。【貸与・販売】

- ☞ 研修及び訓練について、それぞれ年に1回以上実施し、実施内容について記録すること。

7. 虐待の防止 ※令和6年4月1日より義務化

(1) 事業所における虐待の防止のための指針が整備されていない。【貸与・販売】

- ☞ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置として、必要項目を盛り込んだ虐待防止のための指針を整備すること。

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）は定期的に開催されているが、その検討内容について不備がある。【貸与・販売】

- ☞ 虐待防止検討委員会では、具体的に以下のような事項について検討すること。
- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(3) 今年度の研修について実施されておらず、予定もされていない。【貸与・販売】

- ☞ 研修について、年に1回以上実施し、実施内容について記録すること。

8. 勤務体制の確保等

(1) 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じていない。【貸与・販売】

- ☞ 適切な福祉用具の提供を確保する観点から、以下の措置を講ずること。
- ①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
 - ②相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者へ周知すること。
- ※令和4年4月1日より義務化

9. 秘密保持等

(1) 福祉用具専門相談員として従事する法人役員について、秘密保持に関する誓約書を徴取していない。【貸与・販売】

- ☞ 秘密保持の誓約書については、全従業者から徴取すること。

② 福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】

福祉用具サービスのより一層の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となります。

福祉用具の提供に当たっては、「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」(H26.4.14付厚生労働省報道発表)に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成してください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、**福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合【※1】**は、その都度、変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画書を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付(電磁的方法を含む。以下同じ)してください。

利用者に交付する福祉用具サービス計画は、担当の介護支援専門員にも交付してください。

【※1】について

福祉用具サービス計画(利用計画)の内容についての変更はなく、他の居宅サービス等の内容変更により居宅サービス計画が変更となる場合は、福祉用具サービス計画の再作成、及び利用者への説明・同意・交付の必要は特にありません。

ただし、他のサービスの変更により生活環境等に変化が生じる場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更するようにご留意願います。

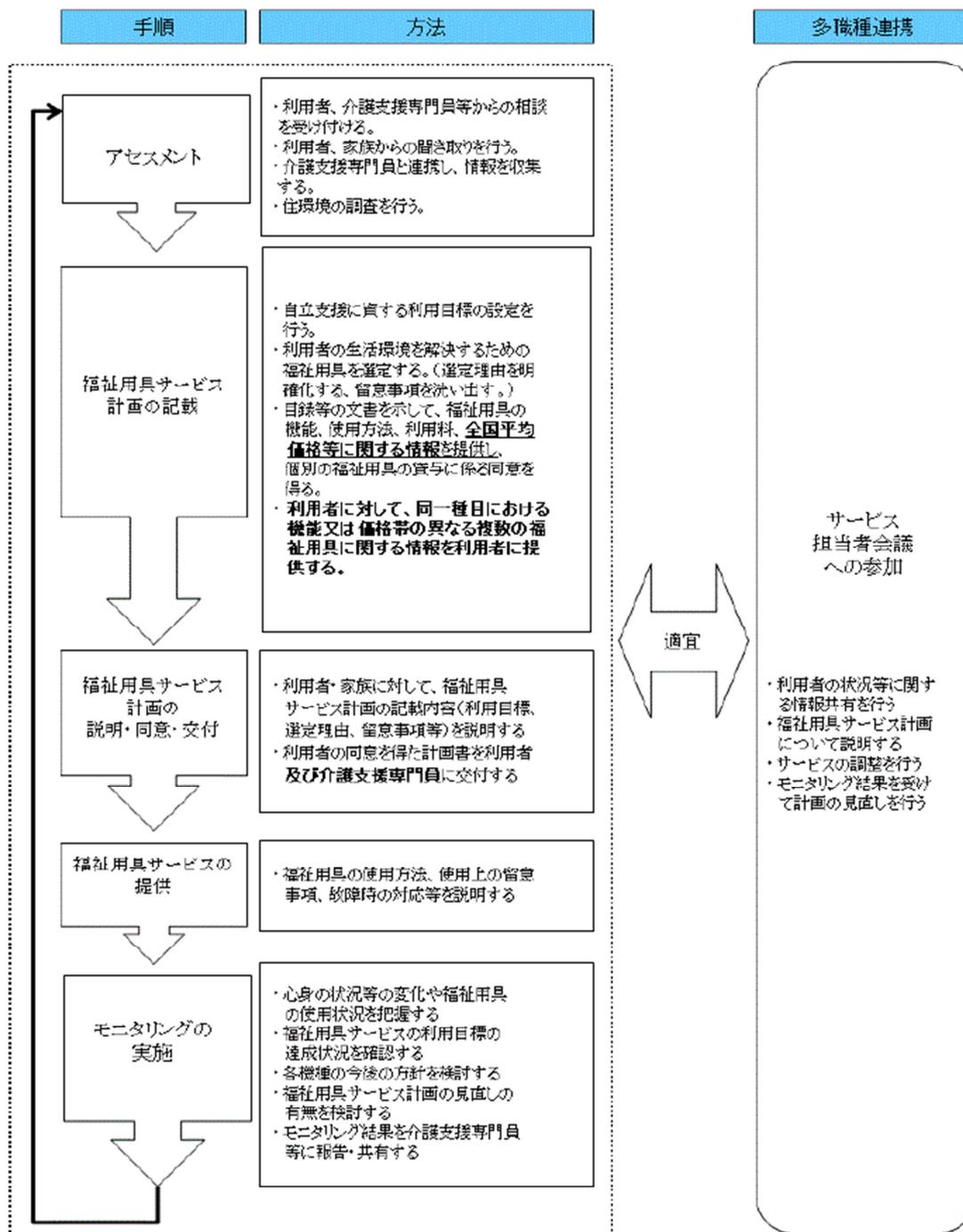
また、福祉用具サービス計画の変更がない場合に、指定居宅介護支援事業者等から福祉用具サービス計画書の提供の求めがあった場合は、直近の福祉用具サービス計画の空欄に計画内容に変更のない旨を記載し、日付と担当の福祉用具専門相談員の署名をして提供してください。その場合は福祉用具貸与事業所においても、当該計画書の写しを保管し、業務日誌等にその経緯を記録しておいてください。

【参考】 ■ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

(https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html)

③ 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について【貸与・販売】

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。
 ※状況により前後することがあります。



④ 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】

貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、当該商品の全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行っています。

福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明しなければなりません。

なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については厚生労働省ホームページにて公開されています。

《全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定について》

- ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とする。
- ・ 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定(以下「上限設定等」という。)を行う。
- ・ 上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、新商品について次回の改定は令和7年7月貸与分から適用する価格において行う。
- ・ 上限設定を行うにあたっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。

(留意事項)

① 介護給付費請求について

平成30年10月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者において、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与額は算定されません。

② 商品コードの記載について

貸与価格の上限が設定された商品について、商品コードに変更が生じた場合(例えば、福祉用具届出コードを有する用品がTAISコードを取得した場合など)、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されません。

※ 平成30年4月17日付け事務連絡で、厚生労働省発出の「平成30年以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」を参照してください。なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、消費税込みの価格となります。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

また、厚生労働省より「令和7年7月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）」が発出され、令和7年7月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品（新商品のみ）及びその価格が公表されておりますので、下記掲載先よりご確認ください。

今後も3カ月に一度公表される最新情報についてご確認をお願いします。

【掲載先】

①厚生労働省ホームページ **福祉・介護** 福祉用具

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

②公益財団法人テクノエイド協会ホームページ

<https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

⑤ 日割り請求にかかる適用について【貸与】

月額包括報酬については、日割り請求について、以下の対象事由に該当する場合は日割りで算定しますが、該当しない場合は月額包括報酬で算定することとなります。質問が多い事項ですので、今一度ご確認ください。

	月途中の事由	起算日
開始	①福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	開始日
	②公費適用の有効期間開始	開始日
	③生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
終了	④福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	中止日
	⑤公費適用の有効期間終了	終了日

事例1

以前から福祉用具貸与サービスを利用中の方が、4月10日から生活保護の受給者になった。どのように算定するか。

回答 上記②に従い、生活保護の受給開始日（4月10日）を起算日として日割り。半月単位の計算方法は適用されないことに注意。

事例2

以前から通所介護サービスのみを利用していた方が、4月5日から福祉用具貸与サービスを開始したが、4月10日の夕方に入院しサービス提供中止となった。どのように算定するか。

回答 福祉用具貸与の開始月と中止月が同月であり、上記①～⑤の日割り事由に該当しないため、月額包括報酬で算定する。

事例3

以前から福祉用具貸与サービスを利用されていた方が4月10日の夕方に入院しサービス提供中止となった。どのように算定するか。

回答 上記④に従い、中止日（4月10日）を起算日として日割り又は半月単位の請求。

⑥ 軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】

軽度者【要支援1・2及び要介護1の利用者】については、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（下記『対象外種目』）が、原則として保険給付の対象外となり、指定（介護予防）福祉用具貸与費については算定できません。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要支援1・2、要介護1に加え、【要介護2・3】の方に対しても、原則として算定が認められていません。

ただし、軽度者であっても、その種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある利用者については、対象外種目についても指定（介護予防）福祉用具貸与費の算定が可能です。

下関市では、その要否について「軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン」を策定しており、これを基に判断しています。

軽度者に対して対象外種目を貸与する場合には、当該ガイドラインの内容にご留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

対象外種目	
・ 車いす	・ 車いす付属品
・ 特殊寝台	・ 特殊寝台付属品
・ 床ずれ防止用具	・ 体位変換器
・ 認知症老人徘徊感知機器	・ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
・ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	

指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能となる場合〈概要〉

① 認定基本調査の直近の結果により「厚生労働大臣が定める者」（14頁参照。以下同じ。）と判断できる場合

→「福祉用具貸与に係る協議書」の提出不要

② 主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

○ 車いす及び車いす付属品

○（段差の解消を目的とする）移動用リフト（例：段差解消リフト）

→「福祉用具貸与表1」に係る協議書の提出が必要 ※介護支援専門員が提出

※移動用リフトの中で、「昇降椅子」、「入浴用リフト」、「吊り上げ式リフ

ト」は「福祉用具貸与表2に係る協議書」を提出

- ③ **表1**に該当しないが、利用者の疾病等により次の状態にあり、i～iiiまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより特に必要と判断される場合
- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合
 - ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合
 - iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合

→「福祉用具貸与表2に係る協議書」の提出が必要 ※介護支援専門員が提出

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書◆1を入手した上で、福祉用具貸与費の算定可能となる要件(①～③)のどれに該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

(◆1：認定調査票の基本調査部分だけの写し、軽度者貸与に必要な該当項目を認定調査票から書き写した文書等)

対象外種目の指定（介護予防）福祉用具貸与費を算定する場合の留意事項

1. 対象外種目の介護保険適用の起点日

①提出された「福祉用具貸与に係る協議書」の介護保険課での受付日

又は、

②やむを得ない事情により事前連絡のあった日

2. やむを得ない事情による事前連絡

やむを得ない事情により、事前の協議書の提出が難しい場合は、介護支援専門員から、あらかじめ口頭で事前連絡が必要

後日、介護支援専門員から「福祉用具貸与に係る協議書」を提出

3. 「福祉用具貸与に係る協議書」の提出（再提出）が必要な場合

軽度者について、

- ①新たに（介護予防）福祉用具貸与を行う場合
- ②要介護（要支援）認定の更新を行う場合
- ③要介護（要支援）認定の区分変更を行う場合
- ④居宅介護（介護予防）支援事業所が変更になった場合

※④について

協議書は、居宅介護（介護予防）支援事業所ごとに有効になります。
そのため、事業所が変わった場合は、当該居宅介護（介護予防）支援事業所として新たに協議書を提出する必要があります。

当該居宅介護（介護予防）支援事業所より、新たな協議書に記入する「福祉用具専門相談員の見解」を求められた場合は、ご対応をお願いいたします。

上記①から④に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還対象となります。

【参考】

- 単位数表告示11-注6（予防も同じ）、留意事項通知 第2の9（4）
- 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第94号（H27.3.13付）
- 「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7(歩行) →「できない」 主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合	(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) →「できない」 基本調査1-3(寝返り) →「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) →「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1(意思の伝達) →「できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか →「できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか →「ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。 基本調査2-2(移動) →「全介助」以外	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出。
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ちあがりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ※段差解消機	基本調査1-8(立ちあがり) →「できない」 基本調査2-1(移乗) →「一部介助」又は「全介助」 主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 ※段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト) (3)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) →「全介助」 基本調査2-1(移乗) →「全介助」	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出

※主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

**⑦ 介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について
【貸与・販売】**

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。福祉用具の開発や改良により対象種目かどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【対象種目か否か疑義が生じた製品の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接介護保険課事業者係にご連絡又はご来庁いただくか、市のホームページに掲載の様式「介護保険制度に係る質問票」にてお問い合わせください。

なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします(現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します)。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接介護保険課給付係にご相談ください。

【参考】

- 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」厚生省告示第93号(H11.3.31付)

⑧ 複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。

「複合的機能を有する福祉用具について」

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

(例) 「認知症老人徘徊感知機器」

認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーが感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

「複合的機能を有する福祉用具について」(3)を参照

※解釈通知において、「屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。(平成21年老振発第0410001号別添第2の1)

【具体例】

- ・ 認知症老人徘徊感知機器に該当する部分 (例「床センサー」「コンソール」「メロディチャイム」と通信機器に相当する部分 (例 ナースコールと中継するための「中継ボックス」「ナースコール」「センサー」) が区分できる場合には、認知症老人徘徊感知機器に該当する部分に限り保険給付対象とする。(通信機器に相当する部分は、保険給付の対象外とする。)

⑨ 福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされたうえで、利用者が適切に使用するよう、継続して定期的に使用状況の確認を行う等、常に安全を確保する必要があります。各事業所においては、随時、福祉用具の製品事故等の情報収集を行うようにしてください。

製品事故の対象福祉用具の製造者名、製品名がわかった場合は、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は、利用者等に連絡を行い、適正な手続きを行ってください。また、事故の事例を収集するとともに、福祉用具を貸与・販売する際には留意点等の説明を十分行ってください。

製造者・製品名が分からない場合でも、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点の説明を十分行うようお願いします。

(参考)

- ・一般社団法人日本福祉用具生活支援用具協会（JASPA）ホームページ
<https://www.jaspa.gr.jp/>
- ・一般財団法人 JASPEC ホームページ
<https://jaspec.jp/>
- ・経済産業省（製品安全ガイド）ホームページ
https://www.meti.go.jp/product_safety/
- ・消費者庁ホームページ
<https://www.caa.go.jp/>

⑩ 感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について【貸与・販売】

令和3年4月1日より、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等）が義務付けられました。

■業務継続計画（BCP）の策定等

- ・業務継続計画の作成（感染症／災害）
 - ・研修：年1回以上及び新規採用時^{※1}
 - ・訓練：年1回以上^{※2}
- ☞業務継続計画未策定減算については
 ≪共通編≫51頁を参照
 ※令和7年4月1日より適用

≪計画への記載項目≫

感染症に係る計画	災害に係る計画
①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	①平常時の対応（建物・設備の安対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
②初動対応	②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	③他施設及び地域との連携

■感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ・委員会：概ね6月に1回以上（定期）及び感染症が流行する時期等（随時）^{※3,※4}
- ・指針の整備
- ・研修：年1回以上及び新規採用時
- ・訓練：年1回以上
- ・担当者の配置

≪指針への記載項目≫

平常時の対策	①事業所内の衛生管理（環境の整備等） ②ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
発生時の対応	①発生状況の把握 ②感染拡大の防止 ③医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ④行政等への報告 等

■虐待の防止のための措置

- ・委員会：定期的開催^{※3,※4}
- ・指針の整備
- ・研修：年1回以上及び新規採用時
- ・担当者の配置

☞高齢者虐待防止措置未実施減算については≪共通編≫49頁を参照

※令和9年3月31日まで適用なし

※1…感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

※2…感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

※3…他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

※4…テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

⑪ 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について【貸与・販売】

1. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入【貸与・販売】

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。

【貸与・販売の選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 固定用スロープ | <input type="checkbox"/> 歩行器（歩行車を除く） |
| <input type="checkbox"/> 単点杖（松葉杖を除く） | <input type="checkbox"/> 多点杖 |

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

○選択制の対象福祉用具の提供にあたり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）は、利用者に対し、以下の対応を行う。

- ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・利用者の選択に当たって必要な情報（それぞれのメリット、デメリット等）の提供
- ・医師や専門職の意見、利用者の身体状況や生活環境等を踏まえた提案

※介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知による。

選 択

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス】※福祉用具専門相談員が実施

貸与後

- ・利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討

販売後

- ・特定（介護予防）福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・商品不具合時の連絡先を情報提供

2. モニタリング実施時期の明確化【貸与】

(介護予防)福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、(介護予防)福祉用具貸与計画の記載事項に、モニタリングの実施時期が追加されました。

【(介護予防)福祉用具貸与計画への記載事項】

- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種
- ・機種を選定した理由
- ・(介護予防)福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期
- ・その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)等

3. モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付【貸与】

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することが義務付けられました。

【モニタリング結果の記録と交付】

福祉用具専門相談員は、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成後、当該(介護予防)福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うものとする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成した指定居宅介護(予防)支援事業者に報告しなければならない。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該(介護予防)福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

⑫ 令和6年度介護報酬改定に関する関係Q & A【貸与・販売】

令和6年度介護報酬改定に関する関係Q & A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

(特定福祉用具販売種目の再支給等について)

Q98 特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。

A98 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

(貸与と販売の選択制における令和6年4月1日(以下、「施行日」という)以前の利用者について)

Q99 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第94号)第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」(以下、「選択制の対象福祉用具」という)を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

A99 貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

Q100 施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

A100 施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。

(貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について)

Q101 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものが考えられるか。

A101 利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・国が示している福祉用具の平均的な利用月数(※)等が考えられる。

※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数(出典:介護保険総合データベース)

- ・固定用スロープ: 13.2ヶ月・歩行器: 11.0ヶ月・単点杖: 14.6ヶ月・多点杖: 14.3ヶ月

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

(担当する介護支援専門員がいない利用者について)

Q102 担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

A102 相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

(貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について)

Q103 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

A103 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

(選択制の対象福祉用具の販売後の取り扱いについて)

Q104 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。

A104 販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

(スロープの給付に係るサービス区分に係る判断基準について)

Q105 スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。

A105 取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

(主治医意見書等に福祉用具に関する記載がない場合について)

Q112 選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合は、追加で医師に照会する必要があるか。

A112 追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握した上で、貸与・販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。

Q113 福祉用具貸与については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）作成後、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画等に記載しなければならないこととなっており、選択制の対象福祉用具の貸与を行った場合、福祉用具専門相談員が少なくとも6月以内にモニタリングを行い、その結果を居宅サービス計画等を作成した指定居宅支援事業者等に報告することとされているが、居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載については福祉用具専門相談員のモニタリングと同様に6月以内に行う必要があるのか。

A113 必ずしも6月以内に行う必要はないが、福祉用具専門相談員からモニタリングに関する情報提供があった後、速やかに居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載を行うこと。

令和6年度介護報酬改定に関する関係Q & A (Vol.5) (令和6年4月30日)

(モニタリングの実施時期について)

Q3 福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。

A3 福祉用具貸与計画における次回のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況やADLに著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられる。

Q4 福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握(モニタリング)の実施時期は、どのように検討すればよいのか。

A4 利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADLの変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。

(選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について)

Q5 選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。

A5 いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

(医学的所見の取得について)

Q6 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。

また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的所見とすることは可能か。

A6 選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者には訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。

Q7 選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか。

A7 聴取の方法や様式に特段の定めはない。

Q8 一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

A8 販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。

(選択制の対象の販売品について)

Q9 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

A9 今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。

また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

Q10 選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。

A10 利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。

⑬ 福祉用具に関する質問事項等について【貸与・販売】

○貸与価格の上限設定に伴う貸与価格変更手続きについて

(質問) 貸与価格の上限設定に伴い貸与価格に変更があった場合、利用者あてに貸与価格の変更については通知を行うが、貸与価格の変更のみで同じ商品を貸与する場合であっても、福祉用具サービス計画の作成が必要か。

- ⇒ 福祉用具サービス計画に、最低限記載する必要があるとされている事項は、
- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
 - ・ 福祉用具が必要な理由
 - ・ 福祉用具の利用目標
 - ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
 - ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

(H24. 3. 16 付け介護保険最新情報V o 1. 267

「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (V o 1. 1)」参照)

であることから、福祉用具の機種に変更がない場合は、福祉用具サービス計画の作成は不要です。

ただし、利用料については、重要事項説明書に記載すべきと考えられる事項であることから、変更が生じた際には、変更後の料金でのサービス提供開始前に利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を文書により得ておく必要があります。

○部品購入の場合の福祉用具販売計画の作成について

(質問) 過去に購入した入浴用いすの座面部分の老朽化が激しく、座面部分の交換を検討している。この場合、入浴用いす自体の福祉用具販売計画とは別に、座面の販売計画の作成が必要か。

- ⇒ 福祉用具販売計画は、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等」について記載し作成するものであり、今回の事案では、入浴用いす本体の販売計画の内容に変更がなければ、購入する部品にかかる販売計画作成は不要と考えます。

なお、部品購入に係る書類や経緯等については、入浴用いす本体の計画の留意事項に記録してください。

○車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について

(質問) 既に車いすや特殊寝台を介護保険の給付を受けずに利用している場合、付属品のみを介護保険で貸与することは可能か。

⇒ 既に車いすや特殊寝台を利用している場合には、これらについての介護保険給付の有無にかかわらず、付属品のみを介護保険で算定することは可能です。ただし、付属品については、本体と一体的に使用するものに限られているため、以下のような使用例は不適切な事例として介護給付費返還の対象となりますのでご注意ください。

- ・車いす用のクッションを普通の椅子や座いすの上に置いて利用する。
- ・特殊寝台付属品を家具調ベッドや簡易式ベッドの付属品として利用する。
- ・オーバークラッシュテーブルを物置（テレビ台や書見台）として使用する。

なお、付属品のみの貸与を行う際は、その付属品と一体的に使用する本体の機種・型式等を、福祉用具サービス計画書（基本情報）「利用している福祉用具」欄に記載してください。

○同一種目の福祉用具貸与について

(質問) 自宅内で歩行器を利用している利用者がデイサービスに行くために、外用として同一の歩行器をもう1台貸与したいと希望があるが可能か。

⇒ 基準上、同一種目の福祉用具を複数貸与することに制限はないため、ケアマネジャーのアセスメントの結果、必要となれば貸与は可能です。しかし、例えば、単に衛生面で自宅内用と外用を分けたいという希望で複数貸与をすることは適切ではありません。また、歩行器を通所介護の送迎で使用する目的であれば、通所介護事業所が準備すべきです。

○通所介護サービス利用中の福祉用具の調整について

(質問) 利用者から、通所介護サービス利用時間中での福祉用具の調整を希望されたが対応可能か。

⇒ 通所介護サービスは、通所介護計画に沿って実施されており、仮にサービス提供時間中に福祉用具の調整を行った場合、利用者への通所介護サービスの提供に支障をきたすことになります。

よって、通所介護サービスの提供時間中において福祉用具の調整等を実施することは適切ではありません。

○軽度者に対する福祉用具貸与の協議書作成について

(質問) 要介護1の利用者を担当する居宅介護支援事業所が変更となった。認定期間に変更はないが、新しい事業所から協議書の再提出のための福祉用具専門相談員の意見を求められた。この場合、協議書の再提出は必要か。

⇒ 協議書の再提出が必要です。

本市においては、軽度者への対象外種目の貸与について、

- ①新たに（介護予防）福祉用具貸与を行う場合
- ②要介護（要支援）認定の更新を行う場合
- ③要介護（要支援）認定の区分変更を行う場合

に加え、

- ④居宅介護（介護予防）支援事業所が変更になった場合

に協議書の提出を求めています。協議書は、居宅介護（介護予防）支援事業所ごとに有効になるため、事業所が変わった場合は、当該居宅介護（介護予防）支援事業所として新たに協議書を提出する必要があります。

○居宅が複数ある場合の貸与について

(質問) 自宅で昇降座椅子、次女宅で特殊寝台の貸与を受けている利用者から、この度、市外の長女宅でも昇降座椅子と特殊寝台の貸与を受けたいとの希望があった。宿泊的な使い方ではなく、自宅・次女宅・長女宅を

頻繁に持ち回り介護したいという話だが、新たに長女宅でも貸与することは可能か。

⇒ 「居宅」については、何らかの理由で利用者の滞在先が頻繁に変更される場合に、複数の滞在先が「居宅」となることは考えられます。

複数の「居宅」を認めることができるかどうかについては、アセスメントを十分に行い、滞在する目的が生活に必要な滞在であるなど、一般的な常識や社会通念に照らして許容される範囲内で、それぞれの滞在先が「居宅」に相当すると担当介護支援専門員が判断するのであれば、滞在時間の長短にかかわらず「居宅」となり、福祉用具貸与は可能と考えます。

なお、それぞれの滞在先が「居宅」と判断された場合は、福祉用具貸与事業者として、モニタリングのため必要に応じて各居宅を訪問する必要があります。

○短期入所生活介護を1カ月間利用している場合の貸与について

(質問) 1カ月間居宅には帰らず、短期入所生活介護を利用している方について、車いすを貸与することは可能か。

⇒ 福祉用具貸与は、要介護者が居宅において当該福祉用具を使用し、自立した日常生活を営むことを目的としています。

短期入所生活介護等の短期入所サービス及び宿泊サービスについては、居宅を離れて提供されるサービスである、と解されますので、これらのサービスを1カ月間継続して利用している方については、月を通じて居宅に所在しておらず、福祉用具貸与費の算定はできないものとして取り扱います。

また、車いすを短期入所生活介護等の施設内のみで利用する場合、当該福祉用具の費用は、短期入所生活介護等の事業所が用意すべきものであると考えます。

なお、1カ月のうち1日でも居宅へ帰宅して、その居宅において福祉用具を利用している場合はこの限りではありません。

○福祉用具販売時のサービス担当者会議の開催について

(質問) 現在、手すりの福祉用具貸与サービスを受けている利用者について、この度、選択制の検討を経た上で多点杖を購入することになったが、サービス担当者会議を開催してもらう必要があるか。

⇒ サービス担当者会議の開催を含む一連のケアマネジメント業務を行う必要があります。

ケアプランの変更内容が軽微な変更の場合には、サービス担当者会議を必ずしも実施しなければならないものではないですが、今回のケースのように目標を達成するために、福祉用具の購入という新たなサービス種別をケアプランに追加する場合は、軽微な変更には該当しません。

よって、利用者の多点杖の購入希望について、あらかじめ介護支援専門員に相談の上、一連のケアマネジメント業務を行うことによりケアプランに位置づける必要があります。

○貸与と販売の選択に資する情報提供の記録について

(質問) 貸与と販売の選択に資する適切な情報提供の記録については、福祉用具サービス計画やモニタリングシートに記録する事が考えられるが、

- ・ 医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における協議結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数

等についてすべてチェック項目等にし、利用者への説明時にそれぞれ記入していただく必要があるか。

⇒ 例えば、福祉用具サービス計画の利用者の同意欄等に「貸与・販売の選択制対象の福祉用具に関する説明、及び選択に必要な情報の提供と提案を受けた」旨の確認項目をチェックボックス式で作成し、利用者に記入いただくことで差し支えありません。